

## 告示

### 埼玉県告示第三百二十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年三月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

万代書店熊谷店

埼玉県熊谷市大字肥塚六百四十二番地一外

#### ロ 変更の概要

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 三六台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 二〇台

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時から午後九時

（変更後）午前十時から翌午前零時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時三十分から午後九時三十分まで

（変更後）午前九時三十分から翌午前零時三十分まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 四か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 三か所 位置 図面省略

#### ハ 変更年月日

令和五年十一月十一日

#### ニ 届出年月日

令和五年三月十日

#### 二 縦覧期間

令和五年三月二十二日から令和五年七月二十二日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年三月二十二日から令和五年七月二十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課